

「図面に基づく引用発明の認定」に関する分析結果

特許庁 審査第二部

平成29年度法規便覧・品質ワーキンググループ*

抄 録 「図面に基づく引用発明の認定」については、裁判例や先行研究例が存在しているものの、明確な判断基準を示すことが困難な論点の一つである。また、審査基準、審査ハンドブック等には、これに特化した記載はない。そこで、「図面に基づく引用発明の認定」が争点となった近年の判決を収集、分析し、同認定の傾向や留意点等をまとめた。認定の傾向については、「図面に基づく認定の可否度合」（縦軸）と「図面の種類（ブロック図等、構造図）」・「認定の内容（物の存在ほか）」（横軸）の表形式として傾向の「見える化」を図り、直感的に把握できるようにした。また、特許実務者が「図面に基づく引用発明の認定」の可否を検討する際の留意点や、先行技術文献調査を行う際の提言をまとめた。

目 次

1. はじめに
2. 調査概要
3. 結 果
 3. 1 結果概要
 3. 2 裁判例
4. 分 析
5. 留意点・提言
6. おわりに

1. はじめに

特許実務においては、新規性、進歩性等の特許要件の判断に際して、特許公報の図面から引用発明の認定を行う場面がしばしばある。

「図面に基づく引用発明の認定」については、東京高判平成9年9月18日（平成8年（行ケ）第42号）、知財高判平成19年5月22日（平成18年（行ケ）第10342号）等の裁判例や、先行研究¹⁾が存在しているものの、明確な判断基準を示すことが困難な論点の一つである。

また、審査基準・審査ハンドブック等には、引用発明の認定に関しての一般的な考え方が示されているものの、「図面に基づく引用発明の認定」に特化した考え方に関しては、記載がない。

特許庁審査第二部では、主に機械分野の特許審査を担当しており、「図面に基づく引用発明の認定」の理解を深めることには意義がある。

そこで、特許庁審査第二部法規便覧・品質ワーキンググループでは、「図面に基づく引用発明の認定」を平成29年度の研究テーマとし、庁内外での特許実務に資するよう、同認定の傾向と実務上の留意点等をまとめた。

なお、本稿は、特許庁審査第二部の若手審査官で構成される、特許庁審査第二部平成29年度法規便覧・品質ワーキンググループの中里翔平、當間庸裕、藤島孝太郎、古川峻弘、山尾宗弘、伊藤孝佑、関口知寿の執筆によるものである。

* FY2017 Laws and Regulations/Quality Working Group, Patent Examination Department (Mechanical Technology), Japan Patent Office

また、特許庁審査第二部搬送審査長の森藤淳志がオブザーバーとして参加した。本稿は、本ワーキンググループの見解であり、特許庁全体の意見を代表するものではない。

2. 調査概要

「図面に基づく引用発明の認定」が争点となった事件を調査の対象とした。調査対象の判決を以下の(1)及び(2)の方法で収集した。

(1) 知的財産高等裁判所ウェブサイトの裁判例検索機能を用いた収集

検索条件を以下のとおり設定した。

- ・ 裁判年月日：平成21～28年
- ・ 権利種別：特許権
- ・ キーワード：「引用発明の認定」 and 「図」

この検索条件でヒットした400件程度の中から、「図面に基づく引用発明の認定」が争点となっているものを人手で20件程度選抜した。

(2) 有識者からの情報提供等による収集

庁内有識者から10件程度の事件を収集した。

「図面に基づく引用発明の認定」が争点となっている上記30件程度の事件のうち、同認定以

外の事項の認定誤りを原因として引用発明の認定が誤りと判断されたもの、当事者が図面に基づく認定の誤りを争点として主張しているもの、その理由が一見して妥当でないもの等については除外し、「図面に基づく引用発明の認定」の際に有用な知見が得られると考えられる事件のみを抽出した。抽出した事件を類型化すべく表にまとめた。

3. 結果

3.1 結果概要

収集した事例（各事例の詳細は、後述「3.2 裁判例」を参照。）の「見える化」を図るべく、以下のように軸を設定した（表1参照。）。

縦軸：図面に基づく認定の可否度合によって、以下の三段階で区分。

- ・ 「図面のみから認定可」
- ・ 「明細書中の記載及び図面から認定可」
- ・ 「図面に基づく認定不可」

横軸：図面の種類によって、以下の二種類に区分。

- ・ 「ブロック図／フローチャート等」

表1 抽出事件の類型表

図面に基づく認定の可否	図面から読み取り可 ↑ 図面から読み取り不可	図面の種類		構造図				a
		ブロック図／フローチャート等	構造図				寸法	
			存在	位置関係	大小関係	形状		
図面のみから認定可	平成23(行ケ)10099	平成23(行ケ)10099 平成23(行ケ)10002	平成27(行ケ)10094 平成25(行ケ)10111	平成22(行ケ)10381	③ ×	×	×	
明細書中の記載及び図面から認定可	平成22(行ケ)10216	平成25(行ケ)10155	平成27(行ケ)10205	×	平成26(行ケ)10274 平成27(行ケ)10051	④ ×	×	
図面に基づく認定不可	① ×	② ×	平成23(行ケ)10304	平成21(行ケ)10002	平成27(行ケ)10037	平成22(行ケ)10381 平成25(行ケ)10015	×	

×: 事例未発見

b

・「構造図」

「構造図」については、認定の内容によって、以下の五種類に細分化した。

- ・「物（部品）の存在」
- ・「物（部品）同士の位置関係」
- ・「物（部品）同士の大小関係」
- ・「物（部品）の形状」
- ・「物（部品）の寸法」

このように軸を設定することで、図面の種類、認定の内容と図面にに基づく認定の可否割合について、直感的に把握できるようにした。今回の調査結果では、表の左側ほど図面にに基づく認定が裁判所に許容される傾向が把握できる。

表1中「①」を付した欄を注目すると、「ブロック図／フローチャート等」については、図面にに基づく認定不可の事例は発見されなかった。

一方、「構造図」については、認定の内容によって、図面にに基づく認定の可否割合は異なる。例えば、表1中「②」を付した欄を注目すると、「物（部品）の存在」については、図面にに基づく認定不可の事例は発見されなかったものの、表1中「④」を付した欄を注目すると、「物（部品）の寸法」については、図面にに基づく認定可の事例は発見されなかった。これらは、分析範囲内において、単に該当する事例が発見できなかっただけの可能性があるものの、特許公報の図面に関する原則（後述「4. 分析」参照。）に鑑みて、妥当性の高い結果といえる。

また、表1中「③」を付した欄を注目すると、「物（部品）の形状」について、「図面のみから認定可」とされた事例が発見されなかった。これは、図面の記載に基づけば、形状が明らかに認定できる場合が多く争点になりにくいいため、該当する事例が発見できなかったと推測される。

3. 2 裁判例

(1) 図面のみから認定可の事例

(事例1-1)

「印刷機の印刷方法及び印刷機」事件
知財高判平成23年9月27日（平成23(行ケ)第10099号)

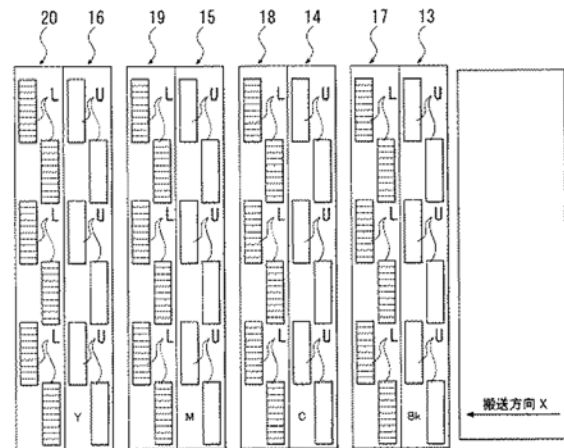


図1 特開2004-284307号公報の図2

・認定対象の概要
光源Lの個数

・裁判所の判断

裁判所は、審決で引用された特開2004-284307号公報の認定について、「甲3の図2は、画像記録装置の記録ヘッド及び光照射装置を示す上面図であるところ、同図から、各光照射装置17、18、19、20にそれぞれ6つの光源Lが配列されること、及び、記録媒体2の搬送方向Xに直交する方向とは、記録媒体2の幅方向であることを認めることができる。」と判示した。

(事例1-2)

「ロータリ作業機のシールドカバー」事件
知財高判平成28年3月30日（平成27(行ケ)第10094号)

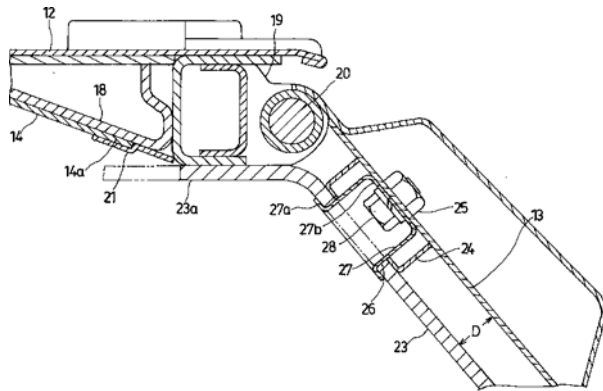


図2 特開平6-303802号公報の図3

・認定対象の概要

弾性部材23と低摩擦係数の部材14との位置関係

・裁判所の判断

裁判所は、審決で引用された特開平6-303802号公報の認定について、「そして、【図3】によれば、弾性部材23の延設された前端部23aは、低摩擦係数の部材14の後端部14aと重ね合わされていること、すなわち、低摩擦係数の部材14のメインカバー12への固定位置において低摩擦係数の部材14と重ね合わされていることを理解することができる。また、弾性部材23は、それが取り付けられる複数の座24のうち、最も前方側にあるものよりさらに前方側では自由な状態であることを理解することができる。」と判示した。

(事例1-3)(事例3-4と同一事件の事例)

「エレベータおよびエレベータのトラクションシーブ」事件

知財高判平成23年7月25日(平成22(行ケ)10381号)

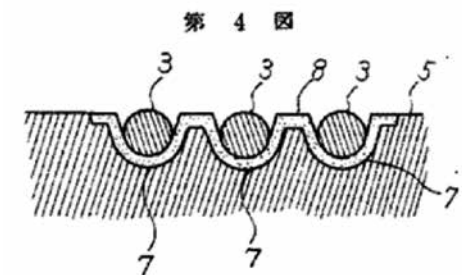
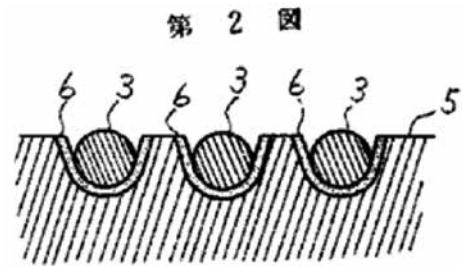


図3 実願昭54-93474号(実開昭56-13492号)のマイクロフィルムの第2, 4図

・認定対象の概要

高摩擦弾性体8と吊ロープ3との大小関係

・裁判所の判断

裁判所は、審決で引用された実願昭54-93474号(実開昭56-13492号)のマイクロフィルムの認定について、「もっとも、上記のような特許出願に係る図面も、技術文献の図面である以上、概略的かつ定性的な事項については大きな誤りではなく記載されているというべきであって、単なる大小関係等については十分に読み取ることができる。引用例(甲1)の第2図、第4図からすれば、「高摩擦弾性体」が十分に薄いことが読み取れる。また、引用例(甲1)の「高摩擦弾性体6」は巻上シーブ5の溝にコーティングされるものであって(甲1, 2頁)、表面を処理するという「コーティング」の性質上、「吊ロープ3の太さの半分」との大小関係はともかく、十分に薄いものというべきである。」「そうすると、審決の認定は、引用発明において「高摩擦弾性体6」又は「高摩擦弾性体8」が「吊ロープ3」の太さに比べて十分に薄いものである

とする限度において、誤りはない。」と判示した。

(2) 明細書中の記載及び図面から認定可の事例

(事例2-1)

「車椅子」事件

知財高判平成26年1月27日(平成25(行ケ)第10155号)

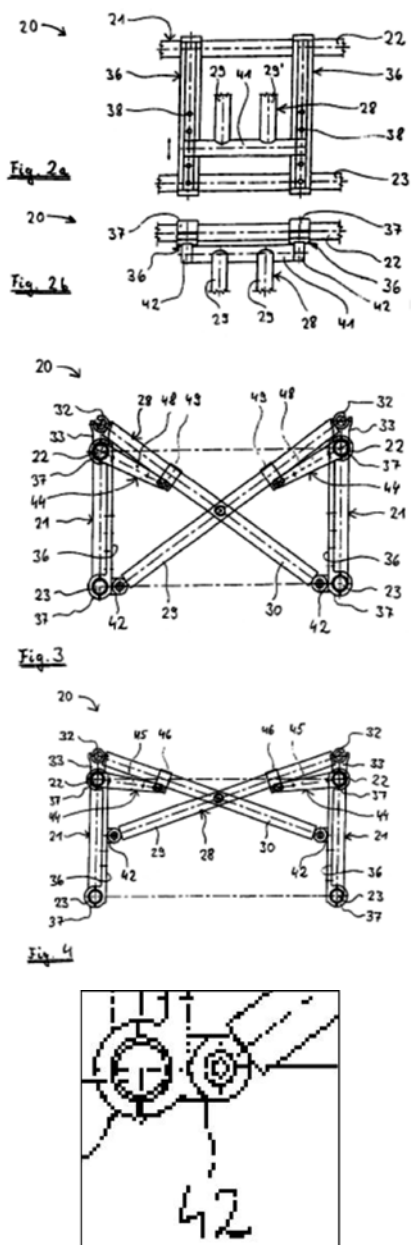


図4 ドイツ連邦共和国実用新案第29721699号明細書のFig.2-4及び軸受ブロック42周辺の部分拡大図

・認定対象の概要

軸受パイプ41内に挿通される軸の存在

・裁判所の判断

裁判所は、審決で引用されたドイツ連邦共和国実用新案第29721699号明細書の認定について、「引用例には、「(原文8頁18~20行目) 軸受パイプ41の両端部は、各軸受ブロック42で軸方向に固定されるが、それでも回転できるように、支承されている。」との記載があるとし認められないところ、この記載からは、軸受パイプ41の端部自体が軸受ブロック42に枢着されているとも、軸受パイプ41に軸が挿通され、軸受ブロック42に固定された軸を介して軸受パイプ41が軸受ブロック42に枢着されているとも、両様に解し得る。」と認定した上で、図面の記載から、「引用例の図3 (Fig.3) 及び図4 (Fig.4) は、図示された内容から断面図であるものと理解されるが、軸受パイプ41に対応する部分に大小三つの同心円からなる円形が描かれている。この同心円が軸受パイプ41の断面を表していることは明らかであるから、大きな円は、軸受パイプ41の外周線を、中間の円は、軸受パイプ41の内周線を表しているとするのが自然である。そうすると、小さな円は、軸受パイプ41の内部に挿入された部材を表す線とみるのが相当であるところ、これは、引用例に軸受ブロック42が軸受パイプ41を回転可能に支承すると記載されていることからみて、軸受パイプ内に挿通された軸と解するのが合理的である。」とし、結論として「引用発明の軸受パイプ41は、サイドフレーム部材21に沿った方向に配設されている軸を介して軸受ブロック42に枢着されていると認定するのが相当であり、前記明細書(訳文)の記載を前提として、引用例の図面に接した当業者も、そのように理解するものといえる」と判示した。

(事例 2 - 2)

「車両用ルーフアンテナ」事件

知財高判平成28年4月28日（平成27(行ケ)第10205号)

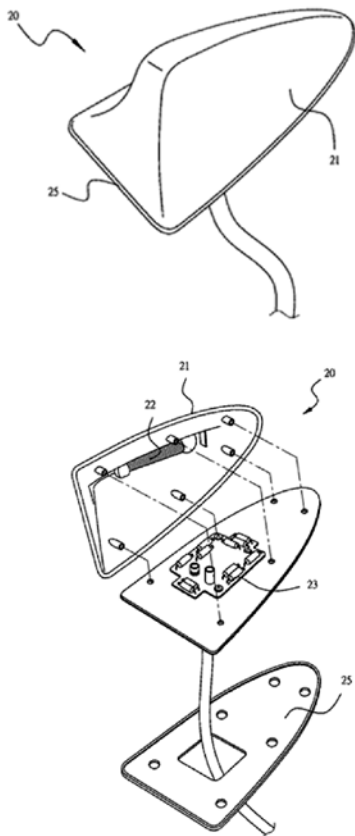


図5 特開2006-310954号公報の図1, 2

・認定対象の概要

魚鱗状カバー21と金属ベース25の位置関係

・裁判所の判断

裁判所は、審決で引用された特開2006-310954号公報の認定について、「甲1文献の【図1】には、甲1発明にかかる実施例の外観立体図が記載されているところ、当該図面によれば、「魚鱗状カバー21」の下部には、その周囲を取り囲むように「金属ベース25」が実線で記載され、ある程度の厚みをもって図示されているから、「金属ベース25」は、「魚鱗状カバー21」の底面開口の周縁部の下に配置されていることが理解

できる。」と認定した上で、「甲1文献の【発明を実施するための最良の形態】に、「魚鱗式アンテナ装置20の底部に金属ベース25が取り付けられ」ること（【0013】）、魚鱗式アンテナ装置20が、「金属ベース25」の上方に位置する「魚鱗状カバー21」と組み合わせて構成されていること（【0009】、【図2】）が記載されていることから、「金属ベース25」は、「魚鱗状カバー21」の底部である底面開口の周縁部の下に配置されていると理解するのが自然である。」と判示した。

(事例 2 - 3)

「ラジラスエンドミル」事件

知財高判平成27年10月28日（平成26(行ケ)第10274号)

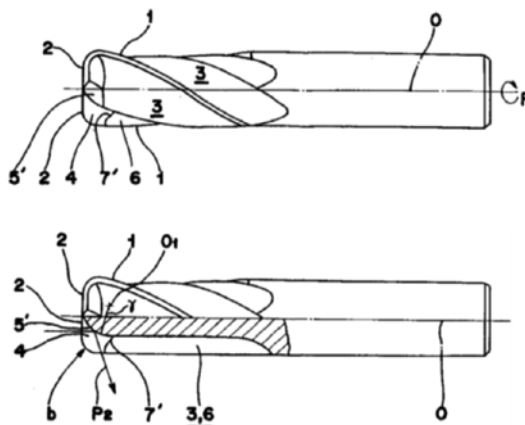


図6 実願昭59-27937号（実開昭60-142012号）のマイクロフィルムの第4, 6図

・認定対象の概要

ギャッシュ底面5'の形状

・裁判所の判断

裁判所は、審決で引用された実願昭59-27937号（実開昭60-142012号）のマイクロフィルム（甲1）の認定について、「コーナラジラスエンドミルには、先端切刃のすくい面を形成するためのギャッシュが形成されること（前記2（1）

アないしウ、オ), 引用発明のギャッシュ底面5'は, 「ラジラスエンドミル先端中央部からチップ排出溝3に向かって凸湾曲状に形成」され(前記2(1)ア, オ, カ), しかも, ギャッシュ底面は「一つの曲面」(前記2(1)オ, キ), 具体的には, 「適当な中心O1を中心とし半径rを有する円弧面により形成」される(前記2(1)カ)というのであるから, 引用発明は, 審決の認定するとおり, 「先端切刃のすくい面を形成するためのギャッシュの底面が, 滑らかに連続する一つの凸曲面として形成されるコーナラジラスエンドミル」であると認められる。」と判示した。

また, 裁判所は, 「原告は, 刊行物1の第4図や第6図からは, ギャッシュの底面全域の形状が「滑らかに連続する一つの凸曲面」であるか否かは明らかではなく, 刊行物1からは, 審決の認定した引用発明を把握することはできないなどと主張する。確かに, 刊行物1の第4図及び第6図は, 側面図及び断面図であるから, これらのみをもってギャッシュ底面全体の形状を認定できるものではない。」とした上で, 「しかし, 前記アのとおり, 刊行物1には, ギャッシュ底面5'が, 「一つの曲面」で形成され, 具体的には, 適当な中心O1を中心とし半径rを有する「円弧面」により形成される旨の記載があるのであるから, 引用発明においては, 第4図及び第6図において円弧として示されているギャッシュの底面領域部分だけではなく, ギャッシュの底面全域の形状が, 同じ円弧面(滑らかに連続する一つの凸曲面)によって形成されていることを刊行物1の記載から認定することができる。」と判示した。

(3) 図面に基づく認定不可の事例

(事例3-1)

「靴用の通気性・防水性底革」事件

知財高判平成27年7月28日(平成23(行ケ)第

10304号)

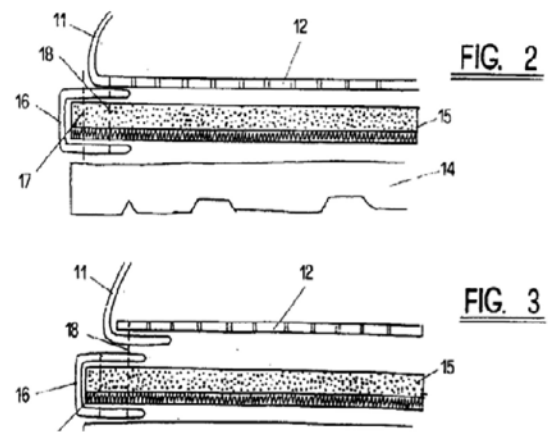


図7 特表平11-504560号公報の図2, 3

・認定対象の概要

中底15と薄ストラップ16の位置関係

・裁判所の判断

裁判所は, 審決で引用された特表平11-504560号公報の認定について, 「薄ストラップ16は, 審美的目的の他に, 中底15の水蒸気を外部に消散させる機能を損なうことなく, 中底15を形成する材料が外部からの湿気を吸収しないようにする目的で(上記(1)ウ), 上縁と下縁のエッジを内側に折り曲げ, 仕上げシーム17や接合シーム18により中底15に接合されるのであるから, 中底15の外向区域を密に接触した状態を取り囲んでいるものと理解するのが相当である。この点, 引用例の【図2】、【図3】には, 薄ストラップ16と中底15の外向区域が接触していないことを示す記載があるが, これらの図面は概略図であり, その記載から薄ストラップ16と中底15の外向区域が接触していないと認めることはできず, また, 他に, 薄ストラップ16と中底15の外向区域が接触していないことを示す記載もない。」と判示した。

(事例3-2)

「外径1.6mmの灌流スリーブ」事件

知財高判平成21年6月24日（平成21年（行ケ）第10002号）

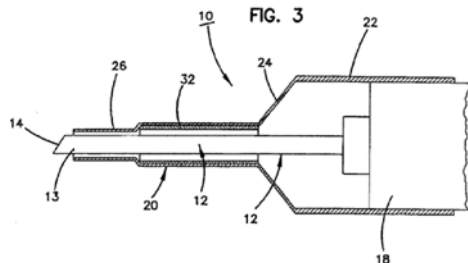


図8 特表2001-502211号公報の図3

・認定対象の概要

スリーブの末端部分26の外径寸法とステント32の外形寸法の大小関係

・裁判所の判断

裁判所は、審決で引用された特表2001-502211号公報の認定について、被告の「図3及び4には、スリーブの末端部分26の外径寸法がステント32の外形寸法よりも小さい点が図示されている」とした認定に対し、「しかし、特許出願に際して、願書に添付された図面は、設計図ではなく、特許を受けようとする発明の内容を明らかにするための説明図にとどまり、同図上に、当業者に理解され得る程度に技術内容が明示されていれば足り、これによって当該部分の寸法や角度等が特定されるものではない。本件では、前記ウのとおり、ステントの内径寸法は、通常、スリーブの末端部分の内径寸法より小さい1.397mmとなるべきところ、引用例の図3では、ステントの内径がスリーブの末端部分の内径よりも大きく図示されている。以上を前提とすると、引用例上の図面が、部材の大小関係を正確に踏まえて作成されたか否かは不明といわざるを得ず、このような図面のみに基づいて、引用例における部材の大小関係を認定することは適

切ではない。」と判示した。

(事例3-3)

「斜板式コンプレッサ」事件

知財高判平成27年11月10日（平成27(行ケ)10037号)

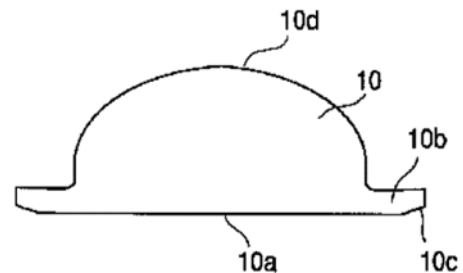


図9 特開2001-3858号公報の図2

・認定対象の概要

シュー10の形状

・裁判所の判断

裁判所は、審決で引用された特開2001-3858号公報の認定について、「原告は、甲1の図2に示されたシュー10の半球状凸曲面10dには、下図に示すように半球からずれる箇所が明確に存在するから、甲1に記載されたシュー10に筒状部が存在することは明らかであると主張する。」「しかし、甲1には、筒状部についての記載は存在しないし、甲1発明の課題、解決手段及び作用効果（前記(1)イ(ア))から見ても、シュー10に筒状部の存在が想定されていると認めることはできない。そもそも、甲1は公開特許公報であるから、甲1に掲載された図は、いずれも特許出願の願書に添付された図面に描かれたものであるところ、特許出願の願書に添付される図面は、明細書を補完し、特許を受けようとする発明に係る技術内容を当業者に理解させるための説明図であるから、当該発明の技術内容を理解するために必要な程度の正確さを備えていれば足り、設計図面に要求されるような

正確性をもって描かれているとは限らない。そして、甲1発明は、前記(1)イ(ア)で述べたとおり、従来技術の課題を解決するために、平坦面10aを含み半球状凸曲面10dより外側に延びるフランジ部10bをシュー10に設けたものであり、平坦面10aの半径を半球状凸曲面10dの半径より小さくも大きくも設定できるものであるから、シュー10の詳細を示す側面図(甲1,【図面の簡単な説明】)である甲1の図2によって、フランジ部10bが平坦面10aを含み半球状凸曲面10dより外側に延びることや、平坦面10aの半径を半球状凸曲面10dの半径より小さくしたり大きくしたりできることは理解できるとしても、シュー10に筒状部が存在するか否かといった、甲1発明の課題、解決手段及び作用効果に直接関係のない技術的事項まで認識すべきものではない。」と判示した。

(事例3-4)(事例1-3と同一事件の事例)
「エレベータおよびエレベータのトラクションシープ」事件
知財高判平成23年7月25日(平成22(行ケ)10381号)

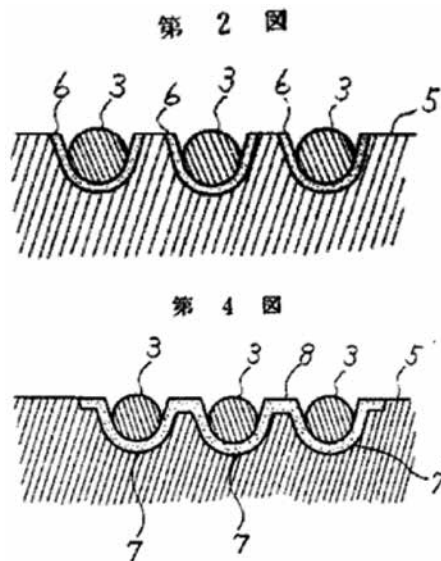


図10 実願昭54-93474号(実開昭56-13492号)のマイクロフィルムの第2,4図

・認定対象の概要
コーティングの厚さ(寸法)

・裁判所の判断

裁判所は、審決で引用された実願昭54-93474号(実開昭56-13492号)のマイクロフィルム(甲1)の認定について、「そして、特許出願に係る図面は、設計図面のように具体的な寸法などが正確に描かれるものではないので、審決が、引用例(甲1)の第2図、第4図の記載のみから、引用発明におけるコーティングが「吊ロープ3の太さの半分より実質的に小さい厚さを有する」といった具体的な定量的事項を認定したことは妥当でない。」と判示した。

4. 分 析

「1. はじめに」で紹介した東京高判平成9年9月18日(平成8年(行ケ)第42号)では、図面について、「そもそも、特許願書添付の図面は、当該発明の技術内容を説明する便宜のために描かれるものであるから、設計図面に要求されるような正確性をもって描かれているとは限らない。」との考え方がとられている。また、「1. はじめに」で紹介した知財高判平成19年5月22日(平成18年(行ケ)第10342号)や、表1中「b」に示される上記事例3-1~3-4も同様の考え方に基づく判断がされている。このように、特許公報の図面は、精密に描かれた設計図ではなく、発明の内容を理解する上での説明図にとどまるという考え方が原則である。この原則が、「物(部品)の寸法」と他の項目との間の図面に基づく認定可否度合の傾向の違いに影響していると考えられる。例えば、同一事件である事例1-3及び事例3-4では、「物(部品)の大小関係」は図面に基づく認定が可とされている一方、「物(部品)の寸法」は図面に基づく認定が不可とされている。なお、参考情報とし

て、意匠公報では、「物（部品）の寸法」について、対象となった図面は写真であるが、図面に基づく認定が可とされた事例があり（東京高判平成16年7月6日（平成14（行ケ）645））、特許公報と差異がみられる。これは、特許法での保護対象が技術的思想であるのに対して、意匠法での保護対象が物品の形状等の外観であり、意匠が物品と不可分であるため、意匠公報の図面は保護対象となる物品を示すものであり寸法の比などが正確に表現されていることの差異によるものと考えられる。

また、表1中「b」について検討すると、図面に基づく認定の可否は、明細書中の記載及び技術常識を総合的に考慮し、判断される傾向にあると考えられる。例えば、図面と明細書中の記載とが整合していない場合は、図面に基づく認定が認められない傾向が見られた。また、図面に基づく認定が認められた事例もあわせてみると、単に図面のみに提示されている事項については、図面に記載された構造が、発明の課題（目的）、技術常識に照らして、採用し得ない構造等の場合を除き、概ね認められる傾向にある。

なお、本分析後に出た判決のため表1には反映されていないが、「図面に基づく引用発明の認定」が争点となった最近の判決に、知財高判平成29年11月13日（平成28年（行ケ）第10246号）がある。この判決においても、事例3-3と同様な判示内容が示されており、本判決は、上記のような、特許公報の図面に関する原則や、図面に基づく認定の可否の傾向を示す事例であるといえる。

5. 留意点・提言

特許実務者が「図面に基づく引用発明の認定」の可否を検討する際は、図面と明細書中の記載との整合性を十分に確認する必要がある。また、明細書中に図面と直接的に不整合な箇所がない場合であっても、図面の構造が、発明の課題（目

的）、技術常識に照らして、採用し得ない構造になっていないかも十分に確認する必要がある。

また、特許実務者が先行技術文献調査を行う際は、図面に基づく認定の内容によって、サーチ手法を工夫することがサーチの効率化につながる可能性がある。例えば、「物（部品）の存在、位置関係、大小関係、形状」については、図面サーチにより、対象を絞り込んだ上で、明細書中の記載を詳細に検討することも一案である。

6. おわりに

各判決における判示内容は、事実関係や当事者の主張が異なる他の事案に対し、そのまま当てはまるものではなく、必ずしも一般化できるものではないが、本分析により、「図面に基づく引用発明の認定」の可否について、大まかな傾向を把握することができた。一方で、以下の点で分析を行うことが有益であると考えられる。

本分析では、「図面に基づく引用発明の認定」が主な争点となった事例のみ抽出したため、事例数が少なかったことから、技術分野による傾向を分析するには至らなかった。そのため、同認定が主な争点となった事例以外の事例も収集する等、分析件数を多くすることで、争点となったか否か、技術分野ごとに傾向が異なるかが検証可能になると考えられる。

また、表1中「明細書中の記載及び図面から認定可」の項目には、図面に基づく認定において明細書の記載を補足的に用いたものと、明細書の記載に基づく認定において図面の記載を補足的に用いたものが混在している。本分析では、両者を区別せずに分析を行ったが、それぞれの場合で図面に基づく認定の可否の傾向が異なるのかを、別々に分析をする必要がある。また、明細書の記載に基づく認定において図面を補足的に用いたものを「図面に基づく引用発明の認定」として取り扱うかについて、更に検証する必要がある。

さらに、本分析では、引用発明の認定における図面に基づく認定のみを分析対象としたが、明細書等の補正における、図面に記載の事項の認定の可否について同様の分析を行うことも、特許実務において有益な示唆を与える情報となり得ると考えられる。

本分析を行うに当たっては、特許庁内有識者から事例や助言を得た。また、日本知的財産協会の方々にも、事例の提供や整理について貴重

なご助言をいただいた。

注 記

- 1) 内堀保治, 「図面からの事実認定に関する一考察」, 知財管理, Vol.66, No. 6, pp.639~649 (2016) 及び大阪弁護士会 知的財産法実務研究会, 「特許審決取消判決の分析」, 別冊NBL, No.148, pp.19~20 (2015)

(原稿受領日 2018年3月29日)

